

議案第101号

黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

黒川地区小中学校新設事業の契約（平成18年9月14日議決、平成20年3月19日変更議決、平成20年6月19日変更議決、平成21年6月24日変更議決、平成22年6月17日変更議決、平成23年6月29日変更議決、平成24年6月22日変更議決、平成24年10月3日変更議決、平成25年6月20日変更議決、平成26年6月19日変更議決、平成28年6月16日変更議決）の一部を次のように変更する契約を締結する。

平成30年6月4日提出

川崎市長 福田紀彦

4の契約金額「6,460,385,550円」を「6,461,428,985円」に変更する。

参考資料

- 1 黒川地区小中学校新設事業の契約の締結について（平成18年9月4日提出・平成18年9月14日議決）

1	事業名	黒川地区小中学校新設事業
2	履行場所	川崎市麻生区はるひ野4丁目8番
3	契約の方法	総合評価一般競争入札
4	契約金額	5,751,051,031円
5	契約期間	契約締結の日から平成35年3月31日まで
6	契約の相手方	川崎市麻生区片平2丁目10番10号 はるひ野コミュニティサービス株式会社 代表取締役 加藤 哲郎

- 2 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成20年2月28日提出・平成20年3月19日議決）

4の契約金額「5,751,051,031円」を「5,760,136,117円」に変更する。

- 3 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成20年6月2日提出・平成20年6月19日議決）

4の契約金額「5,760,136,117円」を「5,761,270,117円」に変更する。

- 4 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成21年6月5日
提出・平成21年6月24日議決）

4の契約金額「5,761,270,117円」を「5,765,806,117円」に変更する。

- 5 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成22年5月31日
提出・平成22年6月17日議決）

4の契約金額「5,765,806,117円」を「5,772,610,117円」に変更する。

- 6 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成23年6月10日
提出・平成23年6月29日議決）

4の契約金額「5,772,610,117円」を「5,780,548,117円」に変更する。

- 7 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成24年6月4日
提出・平成24年6月22日議決）

4の契約金額「5,780,548,117円」を「5,790,754,117円」に変更する。

- 8 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成24年9月3日
提出・平成24年10月3日議決）

4の契約金額「5,790,754,117円」を「5,793,241,987円」に変更する。

- 9 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成25年6月3日提出・平成25年6月20日議決）

4の契約金額「5,793,241,987円」を「5,878,266,673円」に変更する。

- 10 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成26年6月2日提出・平成26年6月19日議決）

4の契約金額「5,878,266,673円」を「6,306,207,563円」に変更する。

- 11 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成28年5月27日提出・平成28年6月16日議決）

4の契約金額「6,306,207,563円」を「6,460,385,550円」に変更する。

12 変更理由

はるひ野小中学校の情報システム整備費等にかかる物価改定、金利改定に伴うサービス料の改定を行うことにより、契約金額を変更するもの。

(平成30年度)黒川地区小中学校新設事業(はるひ野小中学校PFI事業)契約の変更内容について

平成30年5月22日
教育環境整備推進室

1 事業契約の変更理由について

【事業概要】

事業者名：はるひ野コミュニティサービス株式会社
 (株主構成/三菱UFJリース(株)、松井建設(株)、(株)ハリマビシステム、コクヨマーケティング(株)、(株)東洋食品、(株)豊建築事務所)
 本社所在地：川崎市麻生区片平2丁目10番10号
 設立年月日：平成18年8月21日
 事業期間：平成18年8月31日から平成35年3月31日まで
 業務内容：川崎市立はるひ野小中学校に係る ①設計業務 ②建設業務 ③工事管理業務 ④維持管理業務 ⑤給食・ランチサービス業務 ⑥その他業務

【議決を要する根拠】

PFI事業契約については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)第12条及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令」第3条により議決事項とされている。

【契約変更を必要とする理由】

長期にわたる事業期間内において、物価変動や金利変動のリスク分担のため、一定の頻度で見直しを行うことが予定され、また、児童・生徒数の増加に対応する給食提供数の変更や校舎の増築・改修等に伴う維持管理委託料改定等の変更契約、中学校給食実施に伴う事業内容の変更等に合わせ、適時契約内容の見直しを行う必要があるため。

【契約変更の対象】

- ① サービス料6(情報システム更新整備費相当分)の物価変動に伴う約定改定
- ② サービス料6(情報システム更新整備費相当分)の割賦金利の約定改定

はるひ野小中学校におけるPFI事業契約サービス料の構成 ※網掛け部分が今回変更内容

サービス料の区分	主な内容	契約金額総額及び変更額(税込)
施設整備費 (サービス料1、2)	設計+建築工事費 → 所有権移転に伴い補助対象経費相当分を一括払い済み。残りは利息分とともに毎年割賦払い	4,091,791 千円
維持管理業務費 (サービス料3)	建物・設備の保守管理業務、植栽・外構の維持管理業務、清掃業務、環境衛生管理業務、安全管理業務、受付及びその他業務に係る費用	1,026,444 千円
運営業務費 (サービス料4)	給食業務費、被服衛生費、光熱水費、調理機器・消耗品・食器購入費、その他管理経費等小学校給食業務に係る費用	1,032,219 千円
情報システム関連初期整備費 (サービス料5)	情報システムの設計、初期整備費用及び支払利息	77,697 千円
情報システム関連更新整備費 (サービス料6)	情報システム更新整備費(5年毎に機器更新)及び支払利息	156,321 千円 (うちサービス料6 1,043 千円増)
情報システム関連初期整備費 (サービス料7)	情報システム維持管理業務費	60,266 千円
公租公課・保険料等	維持管理業務・給食業務に関する公租公課・保険料等	16,691 千円
合 計		6,461,429 千円

2 契約金額改定の詳細について

契約書の約定により、5年ごと見直しをしており、平成30年度からの消費者物価指数等の経済指標と連動している物価改定による元本分の改定(各経済指標統計値により判断)及び基準金利の見直しにより学校内の情報システム更新整備費用を内容とするサービス料6の支払額を変更するものである。

(1) 物価変動に基づく改定 +2,263 千円(税込)

2015年度(平成27年度)を基準(=100)として、平成19年度と平成29年度の総務省統計局が発表する消費者物価指数(CPI 総合/全国)を比較し改定率を算出し、元本分相当額にこれに乗じた額を改定額とすることとしている。

(※ ただし、改定率が±0.03に達しない場合は改定を行わない)

→ 改定率[(2015年=平成27年基準)平成29年度(2017年度)指数100.7 ÷ 平成19年度(2007年度)指数97.5] - 1 = **改定率 +0.032 > ±0.03**

(2) 割賦金利の約定改定 ▲1,220 千円

契約約定により、平成30年度4月更新時の当該費用相当分の基準金利(※)0.108%とスプレッド(上乗せ金利)1.300%の合計を割賦金利としている。

※基準金利=平成29年7月の最初の銀行営業日(7月3日時点)における東京スワップリファレンスレート(TSR)6か月 LIBORベース5年物(円-円)スワップレートを基準としている。(LIBORとは、ロンドンの主要銀行間における貸し出し取引金利であり、6か月ごとに見直される変動金利を5年物の固定金利と取引する場合のレート)

→ 0.108%(基準金利) + 1.300%(スプレッド金利) = 平成30年度以降の適用金利年 **1.408%**と変更する。(変更前金利年 2.169%)

(3) 契約金額(平成18年から平成35年)

(1) + (2) = 1,043 千円(1,043,435 円)増により、消費税を含む契約金額、**総額 64億6,038万5,550円**を**64億6,142万8,985円**に変更するもの。

3 はるひ野小・中学校 これまでの経過(参考)

平成15年度 小・中学校予定地・合築を決定
 平成16年度 基本構想策定、PFI導入検討委員会設置
 平成17年度 基本計画策定、PFI事業導入について議会報告
 債務負担行為の設定(補正議案議決)、実施方針公表
 平成18年度 入札公告、用地取得、落札者の決定・仮契約
 市議会議決後契約締結、実施設計、工事着工
 平成19年度 工事2年目、竣工、施設引渡し
平成20年度 はるひ野小中学校 開校
 平成24年度 増築校舎等の実施設計及び工事着工(直接施工)
 給食室改修工事(直接施工)
 平成25年度 増築校舎等完成
 平成27年度 わくわくプラザ増築(直接施工)
 平成29年1月 中学校完全給食 開始

● 契約締結からこれまでの事業契約変更の経過

年度	小学校 児童数 (人)	中学校 生徒数 (人)	変更内容	契約金額 (円)	変更額 (円)
平成 18 年度			当初契約の締結	5,751,051,031	-
平成 19 年度	-		サービス料 2・5 の支払利息の変更	5,760,136,117	9,085,086
平成 20 年度	482	114	教職員・児童数の増によるサービス料 4 の増額	5,761,270,117	1,134,000
平成 21 年度	601	150	教職員・児童数の増によるサービス料 4 の増額	5,765,806,117	4,536,000
平成 22 年度	710	182	教職員・児童数の増によるサービス料 4 の増額	5,772,610,117	6,804,000
平成 23 年度	781	220	教職員・児童数の増によるサービス料 4 の増額	5,780,548,117	7,938,000
平成 24 年度 (6 月)	885	252	教職員・児童数の増によるサービス料 4 の増額	5,790,754,117	10,206,000
平成 24 年度 (9 月)			教職員・児童数の増による厨房設備の改修によるサービス料 3・4 の増額	5,793,241,987	2,487,870
平成 25 年度	998	286	教職員・児童数の増による厨房設備の改修に伴うサービス料 3・4 の改定、並びに教職員・児童数の増によるサービス料 4 の増額及び基準金利等の変動に伴うサービス料 6・7 の減額。	5,878,266,673	85,024,686
平成 26 年度	1,075	311	・校舎増築等に伴うサービス料 3, 7 の改定 ・給食の改定率の変更に伴うサービス料 4 の改定 消費税率の改定	6,306,207,563	427,940,890
平成 28 年度	1,079	406	中学校給食提供業務開始、給食室等校舎増築に伴う維持管理・業務委託費の変更	6,460,385,550	154,177,987
平成 30 年度 (予定)	1,107	399	情報システム関連整備費にかかる物価変動に基づく改定、割賦金利の約定に基づく改定	6,461,428,985	1,043,435